島根大学における成績の評価に関する取扱要項

（平成１６年　４月　１日学長決裁）
〔平成１７年１０月３１日一部改正〕
〔平成１９年　３月２６日一部改正〕
〔平成１９年１２月　３日一部改正〕
〔平成２４年　２月１６日一部改正〕
〔平成２４年１２月１７日一部改正〕
〔平成２８年１２月２８日一部改正〕
〔平成２９年　３月２１日一部改正〕
〔平成３１年　３月２６日一部改正〕
［令和元年　５月３１日最終改正］

島根大学学則（平成１６年島大学則第２号）第３０条第２項及び島根大学大学院学則（平成１６年島大学則第３号）第２３条第２項の規定に基づき，成績の評価に関しては，次のとおり取り扱うものとする。

１　学部及び大学院（法務研究科を除く。）の成績の評価は，試験等の成績に平常成績及び出席状況等を考慮し，次に掲げる基準に基づき，評価は秀，優，良，可及び不可とし，秀，優，良及び可を合格とする。

秀　（１００点満点法による１００点から９０点まで）
優　（１００点満点法による８９点から８０点まで）
良　（１００点満点法による７９点から７０点まで）
可　（１００点満点法による６９点から６０点まで）
不可（１００点満点法による５９点以下）

２　法務研究科の成績の評価は，試験等の成績に平常成績及び出席状況等を考慮し，次に掲げる基準に基づき，評価は，Ａ＋，Ａ，Ｂ＋，Ｂ，Ｃ，Ｄ及びＦとし，Ａ＋，Ａ，Ｂ＋，Ｂ，Ｃ及びＤを合格とする。

Ａ＋（１００点満点法による１００点から９０点まで）
Ａ　（１００点満点法による８９点から８０点まで）
Ｂ＋（１００点満点法による７９点から７５点まで）
Ｂ　（１００点満点法による７４点から７０点まで）
Ｃ　（１００点満点法による６９点から６５点まで）
Ｄ　（１００点満点法による６４点から６０点まで）
Ｆ　（１００点満点法による５９点から０点まで）

３　教職実践演習及び医学部が別に定める授業科目の評価は，合格又は不合格とする。

４　成績の評価は第１項又は第２項に定めるもののほか，次のとおり取扱う。

認定①「島根大学における３年次編入学者の入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項」第２項（基礎科目），第３項（教養育成科目），第４項（専門基礎教育科目）及び第５項（選択科目）により修得したものとして取扱う科目
　　②「医学科３年次編入学者の履修に関する申合せ」により修得した科目

未修①授業において，成績評価の対象となる受験，課題提出及び発表等を行わな

かった科目
②出席時間数が授業時間数の３分の２に満たない科目
③①及び②の規定にかかわらず関係法令及び規則等又はシラバスにより要件が定められている場合には，当該要件を満たさない科目

無効　　試験における不正行為により懲戒処分となった者が履修した科目

5　第１項及び第２項に定める成績評価の学務情報システムへの入力は，試験等の成績に平常成績及び出席状況等を考慮し算出した点とし，第３項及び第４項に定める成績評価等の入力方法は，次のとおりとする。

未修・・・・E
不合格・・・F
合格・・・・G
認定・・・・N
無効・・・・Z

6　成績評価に関する情報の提供については，次のとおりとする。
一　授業担当者は，成績評価の方法及び基準を授業計画書（シラバス）に明記する。
二　授業担当者は，成績評価に関する学生の問い合わせに対して，出題意図，採点基準，採点結果及び評価結果を説明する。ただし，学生が問合せをできる期間は，成績通知日から原則として１０日以内（卒業又は修了予定学期の学生にあっては，成績一覧表の取得可能日から原則として３日以内）とする。

7　成績評価に関して不服がある場合の不服申し立ては，前項第２号の授業担当者の説明の後，原則として２日以内に行うものとする。

8　成績評価に関する不服申し立ての取扱いについては，次のとおりとする。
一　全学共通教育科目については大学教育センター長に，全学的に開講される教職科目については教育学部附属教師教育研究センター長に，別紙様式第１号により不服の申し立てをすることができる。
二　前号の不服の申し立てがあった場合は，大学教育センター長又は教育学部附属教師教育研究センター長は，事実関係を調査し，別紙様式第２号により申立日から原則として１０日以内（卒業又は修了予定者は原則として１週間以内とする。）に申立者に回答するものとする。なお，回答にあたって，授業担当者が回答内容を受け入れなかった場合は，全学共通教育科目については教育推進会議，全学的に開講される教職科目については教職課程運営協議会に諮るものとする。
三　学部及び大学院の専門教育科目の取扱いについては，各学部又は各研究科が別に定める。

附　則

この要項は，平成１６年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，平成１７年１０月３１日から実施する。ただし，この要項による改正後の島根大学成績の評価に関する取扱要項第４項の規定は，平成１７年４月１日から適用する。

附　則

1　この要項は，平成１９年４月１日から実施する。

2　平成１８年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この要項による改正後の島根大学における成績の評価に関する取扱要項第２項及び第５項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この要項は，平成２０年４月１日から実施する。

2　平成１９年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この要項による改正後の島根大学における成績の評価に関する取扱要項第１項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この要項は，平成２４年４月１日から実施する。

2　平成２３年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学した者を含む）及び平成２４年度に生物資源科学部以外の学部に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者を含む）については，この要項による改正後の島根大学における成績の評価に関する取扱要項第８項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この要項は，平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，平成２９年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この要項は，令和元年５月３１日から実施し，令和元年５月１日から適用する。